

高浜発電所第 3, 4 号機
原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事に
係る設計及び工事計画認可申請

コメント回答について

2022年8月
関西電力株式会社

<7/22 ヒアリングコメントNo.1,3,4>

- ヒアリングコメントNo.1
工事件名について、炉規則上の工事の種別が分かるような名称とすること。
- ヒアリングコメントNo.3
原子炉格納施設の設計条件に関する概要説明を追加すること。
- ヒアリングコメントNo.4
工事の目的について、安全性向上の主旨が分かるような内容とすること。

<回答>

コメント内容を踏まえ、資料2「高浜発電所3号機及び4号機 原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事に係る設計及び工事計画認可申請の概要について」を修正した。具体的な修正箇所は以下のとおり。

- ヒアリングコメントNo.1
資料2 工事の種別明確化のため、工事件名を『原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事』とした。
- ヒアリングコメントNo.3
資料2 P14 「<参考4>放射性物質閉じ込め機能評価の概要」に原子炉格納容器の設計条件に関する概要説明を記載した。評価条件は既工認から変更はなく、今回改造を行う電気ペネに対し、個別に評価を行っている。
- ヒアリングコメントNo.4
資料2 P3 「2. 原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事の概要について」の工事目的について、研究報告内容を踏まえた具体的な安全性向上の考え方を記載した。

<7/22 ヒアリングコメントNo.2,5>

➤ ヒアリングコメントNo.2

今回の工事対象の電気ペネの配置が分かるものを補足説明資料に添付すること。

➤ ヒアリングコメントNo.5

適用条文について、設工認の審査段階で確認するものか検査段階で確認するものか分かるようにすること。

<回答>

コメント内容を踏まえ、資料3「高浜発電所3,4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料」を修正した。具体的な修正箇所は以下のとおり。

➤ ヒアリングコメントNo.2

資料3 P29、P49～52 「高浜1,2号機、美浜3号機、高浜3,4号機比較一覧」に既工認配置図及び設置高さを追記した。

➤ ヒアリングコメントNo.5

資料3 P19～28 「設計及び工事計画認可申請における適用条文等の整理について」に記載した。第21条については適用要となるが、使用前事業者検査段階での要求であるため、工事計画段階での審査対象外と明記した。

以 上